

# 令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証 (県伴走復興)

## 制度の特徴

R6年能登半島地震にて直接被害を受けた事業者さま、または災害により経営の安定に影響を受けた事業者さま向けに、一定要件を満たした場合に5年間無利子・保証料無料でお借入できる制度です。

※但し、資金用途は真水のみであることに注意が必要です。

対 象 者	<p>災害救助法の適用地域に事業所を有し（野々市市、川北町を除く石川県内） 次1,2のいずれかに該当する中小企業者 1.SN4（R6能登半島地震による指定に限る）号の認定書を取得している 2.次のいずれにも該当すること ①罹災証明書等を取得している ②R6能登半島地震で被害を受けた施設、設備の復旧に係る補助金の交付決定を受けていること。（罹災証明書又は、建築士による証明において、「全壊」、「半壊」と判定された場合は、補助金の交付決定が不要）</p>
保 証 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	5年以内
金 利	5年間無利子(5年経過以降は1%)
保 証 料	不要
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	<p>原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)</p>